

連載 Tour de Force (その2)

新型コロナウイルス時代における不可抗力条項

—フォース・マジュール構成要件の変化

アンドリュー・C・スミス、アン・C・ルフィーバー、ブライアン・L・ベッカーマン、アダム・R・ポリナー、ステファニー・S・ゴメズ、コリン・デーヴィス

- 従来、裁判所は 2008 年の金融恐慌や 9・11 同時多発テロ事件後の景気悪化など極度の景気悪化のみを理由として不可抗力事由を認定することには消極的でした。
- 他方、政府が新型コロナウイルス封じ込めのため大規模な措置を採用したという特殊性に鑑み、新型コロナウイルスによる債務不履行については、不可抗力条項の適用が認められるか否かが大きな争点となっています。
- 新型コロナウイルスを不可抗力事由として主張しようとする当事者は、債務不履行が、新型コロナウイルスやこれに関連する政府の封鎖措置と直接の因果関係があることを示し、パンデミックから生じた世界的な経済危機であるに過ぎないという反論について対策をする必要があるきでしょう。
- 当事者が不可抗力事由により生じた損害を軽減することを怠れば、不可抗力事由と不履行の間の因果関係が実質的に断ち切られたと判断される可能性があります。

本連載 Tour de Force では、新型コロナウイルス感染症による影響は不可抗力事由にあたるかという大きな争点について、現在発展しつつある不可抗力に関する新しい法を含め、皆様にご留意いただきたい法的事項等をニュースレターとして順次発行してまいります。第 2 回ではフォース・マジュール構成要件の変化について解説いたします。

C. 新型コロナウイルスが引き起こした昨今の経済情勢は不可抗力事由に該当するか

過去の経済危機は不可抗力事由に典型的には該当しない

ほとんどの裁判所は、2008 年の金融恐慌や 9・11 同時多発テロ事件後の景気後退といった極度の景気悪化を理由として、当事者の契約上の義務の履行を免除する不可抗力事由を認定することに消極的でした。

昨今の不況は異なるのか

新型コロナウイルスを受けて、多くの裁判所は、突然の経済的苦境は不可抗力事由を構成するかどうかという問いに再び直面すると思われます。例えば、ある判例¹では、原告のフランチャイジーは、特定の日までに少なくとも10の店舗を米国内に開店し経営することを合意しており、原告はこの合意を実行するためには第三者から融資を受けることになっていました。しかし、新型コロナウイルスの流行により、融資元が投資を辞退しました。このため原告は契約で定められた期限までに店舗を開店しなかったところ、被告は、債務不履行を理由として、契約の終了を通知しました。これに対し、原告は、原告の不履行は「不可抗力」及び「政府の命令」が原因であり、不可抗力条項により債務不履行責任が免除されると主張して提訴し、仲裁の係属する間、被告による契約終了を差し止めることを求めました。2020年5月11日、裁判所は、原告の申立てを認め、仲裁の期間中、現状維持を義務付ける命令を発しました。

この判例は、不可抗力条項がパンデミックそのものではなく、パンデミックの副次的な経済的影響により引き起こされた不履行を免除するかという問題を扱ったものであり、同様の問題を扱う訴訟は今後も続くと思われます。そうした訴訟においては、以下の点が問題となります。

- 不可抗力条項が適用されるのは予見不可能な出来事に限られるか。そうであるとして、景気後退は予見不可能であるか。
- 金銭債務の支払いの場合において、債務不履行が真に当事者のコントロールの及ばないものか、それとも資金を他所に配分するという計算ずくのビジネス判断の産物に過ぎないか。
- 履行が真に不可能であるか、それとも単に契約締結時の想定より高額となったに過ぎないか。

この判例の略式命令は理由を付していませんが、原告が不履行の原因を新型コロナウイルスによる景気悪化ではなく、直接新型コロナウイルスと関連付け、「不可抗力」及び「政府の命令」から生じたと主張したことが、裁判所が原告の申立てを認めた一つの理由となった可能性があります。9・11同時多発テロ事件及び2008年の金融恐慌の際には多くの裁判所において景気悪化と債務不履行の間の因果関係が認められなかったのに対し、本件ではそのような因果関係が認められた背景として、政府が採用した新型コロナウイルス封じ込め措置の範囲が前例のない広範囲にわたるものであったことがあると推測されます。

D. 新型コロナウイルスが不履行の原因といえるのはどのような場合か

新型コロナウイルスと不可抗力の因果関係をどのように捉え、また、これをどのように主張していくべきでしょうか。不可抗力条項により履行を免れるかどうかは、問題となっている出来事が不可抗力条項の範囲に含まれるか、その出来事が不履行又は履行遅滞の原因であるかによって主に決まります。

¹ E2W LLC v. Kidzania Operations S.A.R.L., No. 1:20-cv-02866-ALC (S.D.N.Y. 2020) (略式命令のみで意見書なし)

因果関係について、不可抗力条項ではしばしば、履行の欠陥は不可抗力事由「により引き起こされ (“caused by”)」、 「を原因とし (“due to”)」、あるいは「を理由とし (“on account of”)」なければならないなどと規定されます。ほとんどの裁判所は、このような規定は、相当因果関係 (“proximate cause”)を必要としているが、不可抗力事由が履行の欠陥の唯一の原因であることまでは必要とされていないものと解釈します。むしろ、当該事由が欠陥を引き起こした重要な要因であれば、不可抗力の範囲外のほかの事情がその欠陥に寄与したとしても、この基準は満たされます。さらに、不可抗力条項が(不履行だけではなく)明示的に履行遅滞もカバーしている場合、当事者は不可抗力事由が履行を不可能にしたことを証明する必要はありません。

複数の出来事が同時並行で発生した場合(不可抗力事由に該当する出来事とそうでない出来事が共存する場合)には、因果関係の分析はより複雑になります。多くの場合、不可抗力事由がなければ履行の欠陥は生じなかつたであろうといえる限り、必ずしも不可抗力事由が履行の欠陥の唯一の原因である必要はありません(例えば、ハリケーンヒューゴが施設に損害を与えた後の被告による貨物の受領遅滞は、不可抗力条項により免責されると判断した判例²を参照。この判例では、ハリケーンの後被告がほかのサプライヤーの貨物を原告の貨物より優先して受け入れたことにより、ハリケーンと受領遅滞の間の因果関係が断ち切られたと原告は主張しましたが、認められませんでした)。

新型コロナウイルス時代において、このように同時並行する複数の出来事や原因が結果を引き起こした場合における不可抗力の適用の有無がしばしば争われると予測されます。新型コロナウイルス(又はこれに関連する政府の封鎖命令)を不可抗力事由として主張しようとする当事者は、不履行と相当因果関係のある原因は、実は新型コロナウイルスや封鎖命令ではなく、パンデミックから生じた世界的な経済危機であるに過ぎないという反論について対策をしておくべきでしょう。早期の判例において、不可抗力を主張する当事者は、こうした反論をかわすために、複数の因果関係を並列的に主張することがありました(例えば、米国及びブラジルの航空旅行の途絶は、新型コロナウイルスというパンデミック及びその結果である政府が課した措置、並びに、未曾有の航空旅行の需要の低下に起因し、それぞれの事情が不履行を免除するとの主張がなされた判例³を参照)。

最後に、当事者が不可抗力事由による影響を軽減する努力をしなければ、不可抗力事由及び不履行の間の因果関係が実質的に断ち切られたと判断されてしまう可能性があります(例えば、労働者のストライキを理由として不可抗力条項を適用しようとする当事者が、増加コストが「極端かつ不合理」でない代替供給業者を見つけることができたときは、履行から免れないとする判例⁴や、不可抗力条項を適用しようとする当事者が、ハリケーンで濡れた商品をその後乾燥させることを過失

により怠っていたときは、商品に関する損害賠償義務から免れないとする判例⁵を参照)。損害軽減義務は、新型コロナウイルス時代において新たな重要性を帯びます。例えば、政府の命令により大規模集会在禁止されたという理由で、イベントの企画者が会場のレンタルをキャンセルしようとするとき、たとえ契約の不可抗力条項が政府の命令及びパンデミックをカバーしていたとしても、政府の命令を遵守しつつ小規模でイベントを開催することはできたが、収入減を理由にそうしないことを選択したという事情があれば、そのイベントの企画者は不可抗力条項の適用を認められないかもしれません。

² *Toyomenka Pac. Petroleum, Inc. v. Hess Oil Virgin Islands Corp.*, 771 F. Supp. 63, 67 (S.D.N.Y. 1991)

³ *Banco Santander (Brasil), S.A. v. American Airlines, Inc.*, No. 20-cv-3098 (E.D.N.Y. 2020)

⁴ *Butler v. Nepple*, 54 Cal. 2d 589, 599 (1960)

⁵ *Freter v. Embassy Moving & Storage Co.*, 218 Md. 12, 16 (1958)

本稿の原文(英文)につきましては、[Tour de Force: Do the Current Economic Conditions Caused by COVID-19 Constitute a Force Majeure Event?](#); [Tour de Force: When Is COVID-19 the Cause of Nonperformance?](#)をご参照ください。英語の記事には記載時点で発生している訴訟を例示して解説しております。

(過去関連記事)

連載 Tour de Force - 新型コロナウイルス時代における不可抗力条項

第1回 [現状におけるフォース・マジュールをめぐる契約法理の重要性](#)

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永 (日本語版監修)

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1187

fusae.nara@pillsburylaw.com

保川 明 (日本語版作成協力)

Andrew C. Smith

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1743

andrew.smith@pillsburylaw.com

Anne C. Lefever

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1267

anne.lefever@pillsburylaw.com

Brian L. Beckerman

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1228

brian.beckerman@pillsburylaw.com

Adam R. Poliner

1200 Seventeenth Street, NW

Washington, DC 20036

+1.202.663.8150

adam.poliner@pillsburylaw.com

Stephanie S. Gomez

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1093

stephanie.gomez@pillsburylaw.com

Colin Davis

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1281

colin.davis@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2020 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.